

4. 短期借入金の限度額

4.

■中期目標

■中期計画

4. 短期借入金の限度額

- ・ 年度内における一時的な資金不足等に対応するための短期借入金の限度額は、190,000百万円とする。

■平成 22 年度計画

4. 短期借入金の限度額

- ・ 平成22年度における一時的な資金不足等に対応するための短期借入金の限度額は、190,000百万円とする。

■年度計画における目標設定の考え方

中期計画における短期借入金の限度額（単年度 190,000 百万円）は、各年度の事業計画及び過去の短期借入金（勘定間融通を含む）の借入実績を勘案して、決定したものである。

平成 22 年度計画においては、当該年度の事業予算及び過去の借入実績を勘案し、中期計画と同額とすることとした。

■当該年度における取組み

各勘定の資金計画に基づき、勘定間融通及び短期借入金を組み合わせた柔軟な短期資金の調達を行った。

この結果、平成 22 年度における短期借入金（勘定間融通を含む）は、年間を通じ常に限度額を下回った（ピーク時（平成 23 年 1 月 20 日）短期借入金 57,500 百万円、勘定間融通 200 百万円の合計 57,700 百万円）。